【 11月の予定 】

4日(水)～6 日(金)
　寄せ植え教室　10:00～16:00
7日(土) ： 人権問題視察研修　12:30～
13日(金) ～ 15日(日)
　第37回福吉解放文化祭　9:00～
19日(木)： にこにこサロン　10:30～

今月の人権カレンダー

【11月】
　秋のこどもまんなか月間
　犯罪被害者月間
・世界こどもの日　20 日(金)
・女性に対する暴力撤廃国際デー　25 日(水)
・女性に対する暴力をなくす運動
　12日(木)～25 日(水)

人権問題視察研修

人権学びの講座・講演

福を運んだ人形と「じんけん」

能や狂言など日本を代表する芸能の礎を築いたのは被差別部落民でした。この講座・講演では、徳島県の被差別部落民が担った「箱まわし」を「平和・人権・環境」を軸に掘り下げ、差別を正当化してきた虚像の真の姿を紹介します。差別が人間関係や暮らしだけでなく、伝統芸能や文化までも奪ってきた歴史の一端を知る貴重な機会です。ふるってご参加ください。



日　時 ： 令和8年 **11月　7日（土）**
　はばたき人権文化センター　出発12:30～16:10帰着予定
会　場 ： 赤碕文化センター （琴浦町あかさき部落解放文化祭）
参加費 ： 無料　（バス利用・定員20名程度）

※昼食は済ませて、出発時間までにはばたき人権文化センターに集合してください。

※定員に達し次第締め切ります。早めにお申し込みください。

※帰路、道の駅琴の浦で休憩を取ります。水分補給のための飲み物等は各自ご持参ください。

申込み・お問い合わせは‥　はばたき人権文化センター　☎22－0232

生活で困っていることはありませんか？　ごはんを食べていますか？　眠れていますか？
家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課　TEL0858-22-8130
はばたき人権文化センター　TEL0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目 1514-7
電話:0858－22－0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k. net

11月号　№455（2026年11月1日発行）

第37回福吉解放文化祭

テーマ：「結」～笑顔と心で描く未来～

日時 ： 令和8年11月13日(金)～11月15 日(日)
9:00～17:00（最終日は14:00まで）

主催 ： 第37回福吉解放文化祭実行委員会

●13日（金）・14日（土）　作品展示　9：00～17：00
●15日（日）　作品展示　9：00～14：00
　災害支援フリーマーケット　10：00～14：00
　希望太鼓演奏　11：15～11：30
　バザー販売　11：30～（なくなり次第終了）
【バザーコーナー】　さつまいもスティック(無料サービス　数量限定)、焼きそば、おにぎり、ホットコーヒー、けんちん汁、焼き鳥、ポテトフライ、唐揚げ

詳しくは配布・回覧するチラシでご確認ください。



１５日バザーのオープニングには昨年同様「希望太鼓」の演奏があります！（雨の場合は演奏中止）沢山の方のご来場をお待ちしております。

にこにこサロン　隔週 木曜日 10:30～

◆お住まいの地域に関係なく、お気軽にお越しください◆

2026年度年間テーマ：集う・食べる・笑うは元気のもと！にこにこサロン

活動報告

◆10月8日（木） 作品づくり



11月の解放文化祭に向け、共同作品づくりを開始しました。今年は丸シールアートに挑戦！いろんな色の丸シールを下絵に合わせてアクリル板に貼っていき、夜空の花火を描いていきます。それぞれが思い思いのイメージで描いた花火が、一つのボードに重ねられるとどうなるか、出来上がりがとても楽しみになってきました。

◆10月22日（木） 作品づくり



解放文化祭に向けて作品づくり最後の仕上げに取り組みました。今年は町外の方が多く参加され、周りの人たちを巻き込んだ作品づくりとなりました。一人ひとりの個性が一つになった今年のテーマのように笑顔でつながった取り組みとなりました。

11月のにこにこサロン

◆11月19日(木)10:30～健康体操・ミニゲーム

座ったままできる健康体操と職員手作りのミニゲームを行います。
頭と体を使ってゲームを楽しみ、大きな声を出して笑って過ごしましょう。
※詳しくは別紙チラシ(回覧・配布)をご覧ください。

会　場 ： はばたき人権文化センター　参加費 ： 200円(昼食代)

★9月26日（土） 成人育成事業

ふわもこマットを作ろう！



9月最後の土曜日、川口早百合さんを講師に迎えて「ふわもこマット」づくりを行いました。滑り止めシートにブランケットヤーン（毛布のような手触りのポリエステル糸）をチクチクと差し込んでいく地道な作業で、根を詰めないよう時々おしゃべりやお茶で休憩をしながら、皆さん一生懸命取り組んでいました。

時間内で終えることができず、縁取りなど最後の仕上げはまた別日(10/17)で行うこととなりましたが、思い思いの色で出来上がったマットは、福吉解放文化祭でお披露目された後、それぞれの家で暮らしに彩りを添えてくれることでしょう。

「働く」ことへの感謝から、共に生きる「人権」を考える

11月23日は**「勤労感謝の日」**です。国民の祝日に関する法律では「勤労をたっとび、生産を祝い、国民が互いに感謝しあう日」と定められてします。私たちが普段何気なく手に取る食品・製品や当たり前のように利用する交通機関やインフラサービス、これらはすべて、どこかで「誰かが働いている」ことによって成り立っています。1年の最後の祝日「勤労感謝の日」を機会に、社会の営みと、働くすべての人々の存在に想いを馳せ、「働くこと」と「人権」について、一緒に考えてみましょう。

職業に貴賤なし

古く江戸時代から存在する「職業に貴賤なし」ということわざは、士農工商という制度に関係なく、勤労は世の中に役立つ尊い行為であるという倫理観から生まれました。現代ではどの仕事も社会にとって大切で、平等に価値があるというメッセージとして使われていますが、現実にはいわゆる「職業差別」も、仕事自体や業界に優劣をつける根強い意識として残っているのです。



息子がパチンコ店で働いていることを近所の人に話したら、「**そんなところ**で働かせてどうするの！だめじゃないの！」と叱責された。



学生時代からアルバイトしていた居酒屋の仕事や仲間が好きで、卒業して正社員になる話もあったが、親から「**そんな仕事**じゃなくて**もっとちゃんとした仕事**に就きなさい」と反対され、公的機関に就職した。

この2つの例はいずれも実体験で当事者から聞いた事例です。特定の仕事・業種を「そんなところ」「そんな仕事」と断言する行為は明らかな職業差別であり、そこで働く人の尊厳を傷つけるものです。

「感謝」のその先へ

「勤労をたっとび、互いに感謝しあう」ということは、単に商品やサービス・労働力に「ありがとう」と言うだけではありません。働いている一人ひとりの労働条件や心身の健康、人間としての尊厳を尊重しあう姿勢が不可欠です。

昨今は過酷な労働環境や、店員に対するカスタマーハラスメントがニュースなどでも取り上げられており、ワークライフバランスなど働き方の多様性の推進も大きなテーマとなっています。

私たちの暮らしは、沢山の人たちの労働で支えられています。誰かの労働によって自分の生活が支えられていると実感したとき、私たちは「その人が不当に傷つけられたり、尊厳を脅かされてはならない」と感じるはずです。

労働を通じて社会に貢献することは、どんな人でもどんな職業でも同じく、尊く価値があるものです。日々の生活の中で、働く人への感謝と同時に相手の人権を尊重できているかを一度考えてみましょう。



「安全で尊厳が守られた環境で働く権利」は、人間として生まれながらに持っている基本的な権利そのものです。

今年の勤労感謝の日は、いつも頑張っている自分や家族への感謝はもちろん、身近なサービスや商品を提供してくれる人々への感謝も忘れないでください。そして「ありがとう」とともに、すべての働く人が、自分らしく、安全に、誇りを持って働ける社会や地域になっているか、そして自分自身も他者の人権を尊重できているのかを、少し立ち止まって考えてみませんか？

互いの労働の背後にある一人ひとりの 「人間」 を尊重しあうこと。
それこそが　感謝から始まる人権意識の第一歩です。

